

# 博士學位論文

内容の要旨  
および  
審査結果の要旨

乙第6号

2002  
創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成15年3月19日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した乙は、学位規則第4条2項(いわゆる論文博士)によるものである。

創価大学

氏名(本籍)	尹 龍澤(韓国)
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	乙第6号
学位授与の日付	平成15年3月19日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当 創価大学大学院学則第17条第5項 創価大学学位規則第3条の3第4項該当
論文題目	東アジア行政不服審査制度の比較研究
論文審査機関	法学研究科委員会
論文審査委員	主査 三井 哲夫 法学研究科教授 副査 川崎 一夫 法学研究科教授 副査 高橋 保 法学研究科教授

## 【内容の要旨】

本論文は、これまで行政法学において余り詳細に論じられることのなかった行政不服審査制度を東アジアの諸国家(韓国、台湾、中国大陸)の現行制度と比較考察することによって、近い将来に行われるべき我が国の行政不服審査法の改正への参考にしようとするものである。

本論文の第一編「韓国の行政審判法」は全8章で構成されており、日本における韓国法研究の意義」を序章とし、「韓国法と日本法」の新たな地平」を終章として、専ら韓国の行政審判法の研究に充てられている。我が国の法体系が特殊な法伝統に根ざしていることは、屢々指摘されるところだが、これを韓国法乃至台湾法と比較するとき、たとえ過去に不幸な歴史があったとはいえ、一の法文化圏を形成していることは疑う余地がない。

そこで、日本法の異質性を念頭に置く限り一、日本における比較法的考察は、異質なものの(ローマ法的思考)から同質なもの(法の一般的な概念)を抽出する方向に走りがちであり、日本法と同質なものとして比較法学上屢々「東洋の法」として一括して論じられる韓国乃至台湾の諸制度との比較研究は、そのような偏向を是正する効果を有するであろうし、特に1-985年にそれまでの訴願法を抜本的に改正して、新たに行政審判法を制定した韓国の制度の研究が我が国の法政策ないし法解釈に役立ち得るとの視点から筆者の論述が進められている。

その第1章では、「韓国における行政救済法の前史上が説明される。既に開化期において、日本の法制度が韓国のそれに影響を及ぼしていたこと、また、植民地時代には、日本の行政法理論乃至実定法が植民地統治の目的に沿うように適用されていたことがここで述べられる。そして、この「植民地時代の朝鮮行政法」は、当然、日本行政法の一部であったにも拘わらず、日本の学界において等閑視されていたばかりでなく、それが韓国において適用されていたことからして韓国行政法の前身であるにも拘わらず、韓国でもその研究が等閑視されていたのである。

その第2章では、韓国における行政審判制度が史的に概観される。概括主義を採用した点を除き、日本の訴願法に酷似した韓国訴願法の制定経緯と1985年に制定され、画期的と言われた行政審判法制定の経緯が詳細に考察され、新しく制定された韓国憲法が行政審判における準司法手続を明文で要求していることが、行政審判法制定の最大の契機となったことが、そこで明らかにされる。

その第3章では、韓国憲法が要請する準司法手続が行政審判法において、どのように具体化されているかが考察される。特に、裁決機関と議決機関との分離、議決機関である行政審判委員会の第三者性の強調、いわゆる義務履行審判の法定、審判手続への対審構造の導入などが高く評価されている。委員会で従来は議決していた中央行政機関所属機関や市長、我が国の県に相当する道知事が行った処分等を國務総理行政審判委員会で審理・議決させ、その委員の過半数を民間人にすることで、公正と迅速を両立させたと評価している。

第2編は、台湾及び中国(大陸)の行政不服審査法に関し、3つの章で構成されている。

その第1章では、1937年に改正公布されて以来、60年以上も無改正のまま適用されてきた1日訴願法を抜本的に改正した新訴願法の内容と問題点について考察している。新訴願法の特色としては、行政機関の自己反省機能の強化、訴願主体の救済範囲、訴願客体の概念範囲の拡大、訴願参加制度の創設による利害関係人の権利利益の保護、訴願人の手続散権の強化、訴願審議委員会の改善、執行停止自由の明確化、不利益変更禁止の原則の明文化、職権取消の制限、事情決定制度の新設、訴願決定の拘束力、再審手続の新設などが挙げられている。これらは時代の潮流を数多く織り込んだ画期的なものであるが、一方で事情決定制度を新設するなど日本法の好ましからざる影響も看取されると指摘している。

その第2章では、中国における行政不服審査制度の初めての基本法令である「行政復議条例」についての考察がなされている。特に行政復議機関の内部に設置された「行政復議機構」において、たとえ限られた範囲内にせよ、審理機構と裁決機関を分離させて、独立性と中立性を確保しようと試みた点を評価して、ただ、行政不服審査制度の基本を国務院の制定する条例(我が国の政令に相当)という法形式によることは適当ではないと指摘している。その第3章では、1999年4月1日に公布され、同年10月1日に施行された行政復護法について考察される。この復護法は、19年近くの復議条例の経験を基に制定されたもので、「法律」という形式で制定されただけでなく、その対象を拡大していわゆる行政立法の一部についても復議の申請を認め、中国憲法の定める監督精神(各級人民政府が当該人民政府の業務部門を監督し、上級人民政府が下級人民政府を監督するシステム)に沿うように最高行政機関である国務院への復議申請を認め、書面による復議申請だけでなく、口頭による申請も認め、書面審理の例外として申請人・被申請人の対席弁論まで含んだ「意見聴取」の方式を認めるなど復議申請人の手続的権利を拡充強化し、行政復議機関等が復議の過程で違法不当な行為を行った場合の法的責任を詳細に定めたが、依然として行政復議機構の独立性・中立性の確保は十分でなく、それが残された大きな課題であるとしている。

第3編は、本論文の根幹をなし、日本の行政不服審査法と東アジアの行政不服審査制度との比較研究に関する。すなわち、日本の行政不服審査法の問題点とされる異議申立の基本的性格、審査請求の基本構造、不服申立の対象、不服申立人の適格、二段階の不服申立、口頭による意見陳述、'裁決・決定の態様等'について、韓国の行政審判法、台湾の訴願法、中国の行政復護法との比較である。行政不服審査制度は司法的解決と行政的解決の中間に位置する制度であるから、慎重さと柔軟さ、公正と迅速のような二律背反的課題を解決する必要があるから、行政不服審査制度の改革は、これを担当する組織の規模や担当職員の素質、苦情処理のためのオンブズマン制度の活用等辛総合的に考察しなければならないことは言うまでもないが、日本の行政不服審査法は、東アジアの諸国の現状と比較すると、ミクロ的な簡易迅速性に重きを置く余り、処分庁の弁明書の提出がなくても裁決ができるとか、請求人の文書閲覧請求権の脆弱性など公正性や権利の救済を犠牲にしている点が多く、矧ご韓国の国務総理行政審判委員会に代表される「規模の利益」、中国の復護法に代表される内部的専門機構の創設と法律責任の明示、台湾訴願法に代表される処分庁経由主義による行政庁の自己反省機能の強化、いずれの国にも共通するものとしての各段階における法定期間の明示などにみられる権利救済機能の重視と著しい対照をなしていると指摘する。

## 【審査の要旨】

本論文の特色は、他ではほとんど紹介されていない北東アジア諸国の立法をきわめて削りやすく丁寧に解説しているところにあり、この点で大きな価値を有するものと思われる。いわゆる「比較立法」としては精細な論述が行われており、各国の立法の相違を知るためには裨益するところが大きいと考えられるが、「比較法」的な立法の背景に関するより詳しい言及があれば、本論文の論述はより光彩を放つものとなったであろう。北東アジア諸山の立法をわが国の諸制度の法的現実とを比較し、さらに立法の背景となっている各国の事情についての言及がより豊富であれば、ややもすれば一面的になっていると思われる論述に深みをもたせることができたであろう。近代化の後、'すでに100年を経た国と近代化の途上にあると思われる諸国の立法を単純に比較して、その優劣を論ずることは、一般論としていえば問題がないわけではない。筆者の考察方法は、各国の近代化の浅深を問わないで立法比較に重点を置いている印象を与えている点が、論述が精細であるだけにかえって残念に思われる。しかし、そのような印象にもかかわらず、本論文の価値は高く評価されるべきであって、行政法学に新しい一石を投じたものといえるであろう。」これらの諸国の一見先端的とも見える立法が、これからの近代化の促進による重圧にどの程度耐えることができるか、それが近き将来においてどのような変容を遂げるかを見極めることが筆者に対して課せられた今後の使命であろう。

最終審査においては、各国の立法の比較と問題点に関する質問があり、本論文の趣旨に従った解答があった。また、各国の立法の背景事情についても比較的詳細な説明があった。審査委員全員の合議によって、博士(法学)の学位を授与することが相当であると判断した。

博士(法学)(筑波大学) 三井 哲夫  
博士(法学)(創価大学) 川崎 一夫  
高橋 保